

## 別添6 低コスト配合飼料自家製造推進緊急対策事業

### 第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、一般社団法人日本養豚協会のほか、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、一般社団法人若しくは一般財団法人又は畜産業を営む個人が構成員となっている団体とする。

### 第2 定義

- 1 この事業において「自家配合飼料用原料とうもろこし（以下「自家配用とうもろこし」という。）」とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
  - (1) 丸粒とうもろこし（とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）に基づき、単体飼料用（丸粒）の用途で関税割当を受けて通関されたものに限る。）
  - (2) 単体飼料とうもろこし（関税定率法施行令（昭和29年政令第155号）第6条の単体飼料に該当するとうもろこしに限る。）
  - (3) 魚粉等2種混合とうもろこし（関税定率法施行規則（昭和44年大蔵省令第16号）別表（第2条関係）の4の中段に規定される規格を満たすものに限る。）
- 2 この事業において「調達」とは、購入又は通関のうち、最も遅い時期に行われた行為をいう。

### 第3 事業の内容

事業実施主体は、次に掲げる事業を行うものとする。

- 1 自家配用とうもろこしの調達を実施する者（以下「調達者」という。）に対する支援金の交付
- 2 1の事業の円滑な推進を図るための会議の開催、推進指導等

### 第4 事業の要件

#### 1 支援金交付対象者

第3の1の支援金の交付対象となる調達者は、令和4年度に自家配用とうもろこしを用いて自家配合飼料を製造・利用している者であって、次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 調達者の自家配合飼料製造設備が固定資産として登録されていること又は自家配合飼料製造を行う者と製造を委託する契約を締結していること。
- (2) 令和5年度においても自家配用とうもろこしの調達を行っていること。

#### 2 支援金交付対象とうもろこし

第3の1の支援金の交付対象となる自家配用とうもろこしは、調達者が令和4年4月1日から令和5年3月31日までに調達したものとする。なお、魚粉等2

種混合とうもろこしにあっては、とうもろこし以外の原材料の含有量を差し引いた数量を交付対象とする。

## 第5 事業の実施

### 1 参加申請書の作成

事業に参加する調達者（以下「事業参加者」という。）は、別紙様式第1号の肥育牛経営改善等緊急対策事業（低コスト配合飼料自家製造推進緊急対策事業）参加申込兼支援金交付申請書（以下「参加申請書」という。）を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

### 2 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。この場合、委託契約を締結するものとする。

## 第6 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が第3に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

## 第7 補助金交付の手續等

### 1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、事業参加者から提出された参加申請書を確認し、取りまとめの上、自ら作成する事業実施計画と合わせて、理事長が別に定める期日までに別紙様式第2号の肥育牛経営改善等緊急対策事業（低コスト配合飼料自家製造推進緊急対策事業）補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

### 2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第3号の肥育牛経営改善等緊急対策事業（低コスト配合飼料自家製造推進緊急対策事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

### 3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第4

号の肥育牛経営改善等緊急対策事業（低コスト配合飼料自家製造推進緊急対策事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

#### 4 事業の実績報告

事業実施主体は、この事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第5号の肥育牛経営改善等緊急対策事業（低コスト配合飼料自家製造推進緊急対策事業）実績報告書を作成し、理事長に提出するものとする。

### 第8 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、機構に対して第7の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第7の4に係る事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第7の4に係る事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の肥育牛経営改善等緊急対策事業（低コスト配合飼料自家製造推進緊急対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

### 第9 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和5年度とする。

## 第10 事業の推進指導

- 1 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、関係団体との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 2 事業参加者は、事業実施主体の指導の下、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

## 第11 帳簿等の整備保管等

- 1 事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- 3 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、必要に応じ、事業実施主体及び事業参加者に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 支援金の交付	事業実施主体が事業参加者に対して、支援金を交付するための経費	定額 (自家配用とうもろこし1トン当たり1,200円)
2 事業の推進	1の事業の円滑な推進を図るための推進指導等に要する経費	定額

別紙様式第1号

令和 年度肥育牛経営改善等緊急対策事業（低コスト配合飼料自家製造推進緊急対策事業）参加申込兼支援金交付申請書

番 号  
年 月 日

事業実施主体名

代表者氏名 殿

住 所

事業者名

氏名又は事業者の代表者名

肥育牛経営改善等緊急対策事業（低コスト配合飼料自家製造推進緊急対策事業）に参加したく、肥育牛経営改善等緊急対策事業実施要綱別添6（以下「要綱」という。）の第5の1の規定に基づき、申し込みます。

併せて、令和4年度に係る自家配用とうもろこしの調達数量等について、下記のとおり関係書類を添えて提出しますので、支援金の交付を申請します。

なお、本参加申請書の申し込みにあたっては、下記8及び9の事項について同意します。

記

1 事業参加者の概要

区分		自家配合飼料製造方法	
畜産農家	<input type="checkbox"/>	自ら製造	<input type="checkbox"/>
組合等	<input type="checkbox"/>	製造委託	<input type="checkbox"/>

（注1）該当する項目にそれぞれチェックを入れること。

（注2）組合等とは、組合員等へ供給する目的で自家配合飼料の製造を行っている者をいう。

2 自家配合飼料製造設備を有していること証する書面

提出資料	確認
1 償却資産課税台帳（写し）	<input type="checkbox"/>
2 委託契約書（写し）	<input type="checkbox"/>
3 その他	<input type="checkbox"/>

（注1） 1から3の資料いずれかを提出すること。

（注2） 添付した資料の確認欄にチェックを入れること。

（注3） その他を選択した場合は、以下に提出書類を記載すること。

その他の場合の提出資料

--

3 令和4年度自家配合飼料利用状況

（1） 自ら飼養する家畜に給与する者

畜種	飼養頭数	自家配合飼料中の とうもろこしの割合（%）

（2） 配合して畜産農家に供給する組合等

畜種	供給畜産農 家数	自家配合飼料中の とうもろこしの割合（%）

（注） 畜種ごとに記載すること。

4 令和4年度における自家配用とうもろこしの調達数量

自家配用とうもろこし の種類	令和4年度調 達数量（t） ①	とうもろこし の配合割合 （%） ②	支援金交付 対象数量 （t） ③=①×②	支援金 ③× @1,200円
丸粒とうもろこし		—		—
単体飼料とうもろこし		—		—
魚粉等2種混合とうも ろこし				—
合計		—		

（注1） 丸粒とうもろこし及び単体飼料とうもろこしについては、令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）調達数量の欄と支援金交付対象数量の欄に同数量を記入すること。

(注2) 魚粉等2種混合とうもろこしにあっては、とうもろこしの配合割合に製造業者が品質表示に記載しているとうもろこしの配合割合を記入し、当該品質表示に係る書面を添付すること。

(注3) 自家配用とうもろこしそれぞれの令和4年度の調達数量が確認できる納品書等を添付すること。

(注4) 支援金交付対象数量の合計にトン以下の数量があるときは、切り捨てるものとする。

#### 5 令和5年度における自家配用とうもろこしの調達実績

自家配用とうもろこしの種類	令和5年度の調達
丸粒とうもろこし	<input type="checkbox"/>
単体飼料とうもろこし	<input type="checkbox"/>
魚粉等2種混合とうもろこし	<input type="checkbox"/>

(注1) 令和5年度に調達を実施した自家配用とうもろこしの種類にチェックを入れること。

(注2) 調達を行った自家配用とうもろこしに係る納品書等（複数調達を実施した場合は一部で可）を添付すること。

#### 6 振込先金融機関名等

金融機関名                      支店名

預金種類

口座番号

口座名義

#### 7 担当者等

(1) 担当者名

(2) 住所

(3) 連絡先

(4) メールアドレス

#### 8 支援金の返還

交付された支援金について、以下のいずれかの事項に該当した場合、その全部又は一部を速やかに返還するものとする。

(1) 関係法令及び要綱の規定に反する行為があった場合



- (2) 要綱に基づき貴団体及び独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構等」という。）の指示や指導に正当な理由なく応じない場合
- (3) 本様式を含む本事業に係る申請書類等に虚偽が確認された場合
- (4) 製造した自家配合飼料が配合飼料価格安定制度の補てん対象となっている場合
- (5) 支援金交付対象数量を重複して申請している場合
- (6) その他事業の円滑な執行に支障となる行為が発覚した場合

## 9 支援金の交付に係る個人情報の取扱い

機構等は、本参加申請書等に記載された個人情報について個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令（以下「関係法令等」という。）に基づき適正に管理し、本事業の実施のために利用する。

また、機構等は、関係法令等に基づく提供のほか支援金の交付のため、本参加申請書等に記載された内容を関係機関（注）に必要最小限度内において提供又は確認する場合がある。

注：農林水産省、貴団体の業務委託先、公益社団法人配合飼料供給安定機構、一般社団法人全国配合飼料供給安定基金、一般社団法人全国畜産配合飼料価格安定基金、一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金

別紙様式第2号

令和 年度肥育牛経営改善等緊急対策事業（低コスト配合飼料自家製造推進緊急対策事業）補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名

令和 年度において、肥育牛経営改善等緊急対策事業（低コスト配合飼料自家製造推進緊急対策事業）を下記のとおり事業を実施したいので、肥育牛経営改善等緊急対策事業実施要綱別添6の第7の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙様式第2号の別紙「肥育牛経営改善等緊急対策事業（低コスト配合飼料自家製造推進緊急対策事業）実施計画書」のとおり

### 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 支援金の交付				
2 事業の推進				
合計				

### 4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日      令和    年    月    日  
(2) 事業完了予定年月日    令和    年    月    日

### 5 添付書類

- (1) 定款  
(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

(注) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第2号の別紙

令和 年度肥育牛経営改善等緊急対策事業（低コスト配合飼料自家製造推進緊急対策事業）実施計画書

1 支援金の交付

事業 参加者名	都道府県・ 市町村名	飼養畜種	自家配用とうも ろこしの種類	支援金 交付対象 数量	支援金	備考
				①（t）	①× @1,200円	
					—	
					—	
					—	
			小計			
					—	
					—	
			小計			
合計						—

(注1) 事業参加者ごとの支援金交付対象数量の小計にトン以下の数量があるときは、切り捨てること。

(注2) 事業参加者が自家配用とうもろこしを調達し、配合して畜産農家に供給する組合等の場合、備考欄に畜種ごとの供給畜産農家数を記入すること。

(注3) 事業参加者から提出された別紙様式第1号「肥育牛経営改善等緊急対策事業（低コスト配合飼料自家製造推進緊急対策事業）参加申込兼支援金交付申請書」については、内容を確認の上取りまとめを行い、当該参加申請書は事業実施主体で保管すること。

2 事業の推進

(単位：円)

内容	事業費	負担区分		積算
		機構補助金	その他	
合計				

別紙様式第3号

令和 年度肥育牛経営改善等緊急対策事業（低コスト配合飼料自家製造  
推進緊急対策事業）補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあつた肥育牛経営改善等緊急対策事業（低コスト配合飼料自家製造推進緊急対策事業）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、肥育牛経営改善等緊急対策事業実施要綱別添6の第7の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(注) 別紙様式第2号の記に準じるものとし、補助金の交付決定のあった事業の内容及び経費の配分等と変更後の事業の内容及び経費の配分等が容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きにし、変更前を上段に括弧書きで記載すること。

また、添付書類については、補助金交付申請時に添付したものに変更がある場合は、新たに添付すること。

別紙様式第4号

令和 年度堆肥育牛経営改善等緊急対策事業（低コスト配合飼料自家製造推進緊急対策事業）補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肥育牛経営改善等緊急対策事業（低コスト配合飼料自家製造推進緊急対策事業）について、肥育牛経営改善等緊急対策事業実施要綱別添6の第7の3の（2）の規定に基づき、下記のとおり金 円を概算払により支払われたく請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ④	今回概 算払請 求額 ⑤	令和 年 月 日 迄予定出 来高 (④+⑤) /②	残高 ②-④- ⑤
	事業 費 ①	機構 補助金 ②	事業 費 ③	機構 補助金	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

注：それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況が明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 支店名

預金種類

口座番号

口座名義

別紙様式第5号

令和 年度肥育牛経営改善等緊急対策事業（低コスト配合飼料自家製造  
推進緊急対策事業）実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で交付決定通知のあった肥育牛  
経営改善等緊急対策事業（低コスト配合飼料自家製造推進緊急対策事業）について、  
下記のとおり実施したので、肥育牛経営改善等緊急対策事業実施要綱別添6の第7の  
4の規定に基づき、その実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 事業に要した経費の配分及び負担区分

(注) 1 1から3までは、別紙様式第2号の記に準じるものとする。  
2 3について、実績額の上段に計画額を括弧書きし、計画と実績が比較でき  
るようにすること。

4 事業に係る精算額 (単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額



5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日      令和 年 月 日

(2) 事業完了年月日      令和 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名              支店名

預金種類

口座番号

口座名義

別紙様式第6号

令和 年度肥育牛経営改善等緊急対策事業（低コスト配合飼料自家製造  
推進緊急対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で交付決定通知のあった肥育牛  
経営改善等緊急対策事業（低コスト配合飼料自家製造推進緊急対策事業）について、  
肥育牛経営改善等緊急対策事業実施要綱別添6の第8の3の規定に基づき、下記のと  
おり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円  
を返還します。（返還がある場合、記載すること））

記

- 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額  
（令和 年 月 日 農畜機第 号による補助金額の確定通知額）  
金 円
- 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）  
金 円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・公募団体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

( )

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

( )

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・公募団体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料